

低炭素水素認証制度運用指針 新旧対照表（案）

新	旧
<p>1 低炭素水素の要件 （略）</p>	<p>1 低炭素水素の要件 要領第2条に基づく制度の対象となる低炭素水素の要件については、以下に規定する再生可能エネルギー電気による水の電気分解、又はバイオガスの改質により製造された水素とする。 また、系統電力による水の電気分解又は化石燃料由来ガスのガス改質により製造された水素であっても、系統電力又は化石燃料由来ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量を、低炭素水素の製造のために購入した再生可能エネルギー電気、グリーン電力証書、又はJ-クレジットにより削減する場合においては、低炭素水素を製造したものとみなす。 (1) 再生可能エネルギー電気 再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー源を変換して得られる電気、又は再生可能エネルギー指定の非化石証書の活用により実質的に再生可能エネルギー電気であることを実現した電気をいう。 (2)～(4) (略)</p>
<p>2 低炭素水素の製造に係る計画の認定 （略）</p>	<p>2 低炭素水素の製造に係る計画の認定 要領第3条第1項に基づく低炭素水素の製造に係る計画の認定申請については、以下の全ての条件を満たすものを認定の対象とする。 (1)～(3) (略) (4) 低炭素水素の製造予定量 低炭素水素製造予定量は、以下の算定方法により算定されていること。 ア 水の電気分解により低炭素水素を製造する場合 ・ 低炭素水素の年間製造予定量は、低炭素水素の製造に要する1年間の再生可能エネルギー電気等の電力量換算値を水素製造施設の定格消費電力量で除すことにより求めることとする。 ・ なお、1年間の再生可能エネルギー電気等の電力量換算値は、以下の①及び②の合算値とする。 ①再生可能エネルギー電気又はグリーン電力証書を活用する場合にあっては、当該再生可能エネルギー電気の電力量。 ②J-クレジットを活用する場合にあっては、系統電力の使用に伴う二酸化炭素排出量をJ-クレジットの購入による二酸化炭素削減量をもってオフセットすることができることとし、当該二酸化炭素削減量を系統電力の二酸化炭素排出係数で除して算定した電力量。 イ ガス改質により低炭素水素を製造する場合 (略)</p>
<p>3 低炭素水素の製造に係る実績の認証 （略）</p>	<p>3 低炭素水素の製造に係る実績の認証 要領第6条第1項に基づく低炭素水素の製造に係る実績の認証申請については、以下の全ての条件を満たすものを認証の対象とする。 (1) 低炭素水素の製造量の算定方法 低炭素水素製造量は、以下の算定方法により算定されていること。 ア 水の電気分解の場合 ・ 1年度間で製造された水素製造量に、水素製造に要した1年度間の電力量（水素製造施設の動力に要した電力を除くこととし、原則として、水素の製造の原料となるエネルギーとして、水素製造施設の整流器で消費された電力量とする。）のうち、再生可能エネルギー等の1年度間の電力量換算値が占める割合を乗じることにより算定することとする。 ・ 再生可能エネルギー等の電力量換算値は、以下の①及び②の合算値とする。 ①再生可能エネルギー電気又はグリーン電力証書を活用した場合にあっては、当該再生可能エネルギー電気の電力量。 ②J-クレジットを活用した場合にあっては、系統電力の使用に伴う二酸化炭素排出量をJ-クレジットの購入による二酸化炭素削減量をもってオフセットしたものとし、当該二酸化炭素削減量を系統電力の二酸化炭素排出係数で除して算定した電力量換算値。 イ ガス改質の場合 (略) (2)～(4) (略)</p>

4 暫定措置

再生可能エネルギー電気による食塩水の電気分解により苛性ソーダ及び塩素を製造する過程において水素を副次的に生産する場合等においては、当分の間、「1 低炭素水素の要件」、「2 (4) 低炭素水素の製造予定量」及び「3 (1) 低炭素水素の製造量の算定方法」を、以下の規定に読み替えるとともに、低炭素水素認証制度運用指針中の「製造」とあるのは、「生産」と読み替えることとする。

1 低炭素水素の要件

再生可能エネルギー電気による食塩水の電気分解により苛性ソーダ及び塩素を製造する過程において副次的に生産される水素は低炭素水素とみなす。

また、再生可能エネルギー電気でない電気による食塩水の電気分解により副次的に生産された水素であっても、水素に割り当てられる二酸化炭素の排出量を、グリーン電力証書又は J-クレジットにより削減する場合においては、低炭素水素を製造したものとみなす。

2 (4) 低炭素水素の製造予定量

- 低炭素水素の年間製造予定量は、食塩水の電気分解に供する1年間の再生可能エネルギー電気の電力量換算値に、単位電力量あたりの水素発生量を乗じたうえで、再生可能エネルギー電気による食塩水の電気分解により製造した苛性ソーダ及び塩素の環境価値が他の用途に転用されていない場合に限り、さらに補正係数を乗じることにより求めることとする。
- なお、1年間の再生可能エネルギー電気等の電力量換算値は、以下の①及び②の合算値とする。

①再生可能エネルギー電気又はグリーン電力証書を活用する場合にあっては、当該再生可能エネルギー電気の電力量。

②J-クレジットを活用する場合にあっては、再生可能エネルギー電気でない電気の使用に伴い、水素に割り当てられる二酸化炭素の排出量（電気分解に供される電気の使用に伴う二酸化炭素排出量の4分の1）をJ-クレジットの購入による二酸化炭素削減量をもってオフセットすることができることとし、当該二酸化炭素削減量を当該電気の二酸化炭素排出係数及び補正係数で除して算定した電力量換算値。

- 補正係数は、食塩水の電気分解に供する1年間の電力量のうち、再生可能エネルギー電気等の電力量換算値の割合がXであるとして、Xが0.25以下である場合は4、Xが0.25を超える場合は1/Xとする。
- 苛性ソーダ製造における再生可能エネルギーの導入状況その他の事情を勘案し、適宜、補正係数について検討を加え、必要があると認めるときは、これを見直すものとする。

3 (1) 低炭素水素の製造量の算定方法

- 1年度間で生産された水素製造量に、食塩水の電気分解に供した1年度間の電力量（電気分解施設の動力に要した電力を除くこととし、原則として、食塩水の電気分解に供するエネルギーとして、電気分解施設の整流器で消費された電力量とする。）のうち、再生可能エネルギー等の1年度間の電力量換算値が占める割合を乗じたうえで、再生可能エネルギー電気による食塩水の電気分解により製造した苛性ソーダ及び塩素の環境価値が他の用途に転用されていない場合に限り、さらに補正係数を乗じることにより算定することとする。

- なお、1年間の再生可能エネルギー電気等の電力量換算値は、以下の①及び②の合算値とする。

①再生可能エネルギー電気又はグリーン電力証書を活用した場合にあっては、当該再生可能エネルギー電気の電力量。

②J-クレジットを活用した場合にあっては、再生可能エネルギー電気でない電気の使用に伴い、水素に割り当てられる二酸化炭素の排出量（電気分解に供される電気の使用に伴う二酸化炭素排出量の4分の1）をJ-クレジットの購入による二酸化炭素削減量をもってオフセットすることができることとし、当該二酸化炭素削減量を当該電気の二酸化炭素排出係数及び補正係数で除して算定した電力量換算値。

- 補正係数は、「2 (4) 低炭素水素の製造予定量」の補正係数と同一とする。